

# IFRS 第8号「事業セグメント」プロジェクト・サマリー

IASB テクニカル・フェロー おおつ たかあき  
大津 喬章

今回は、本年4月の着任から担当しているIFRS第8号「事業セグメント」（以下「IFRS第8号」という。）に関するプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の概要をまとめたプロジェクト・サマリーについてご報告したい。当該プロジェクト・サマリーは、2017年3月公表の公開草案「IFRS第8号の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号）<sup>1</sup>（以下「本公開草案」という。）で提案された改訂案はいずれも採用しないという2018年3月のIASBボード会議での決定を受けて公表されるものであり、本プロジェクトのこれまでの経緯や国際会計基準審議会（IASB）の検討した内容を要約した文書になっている。IASBは、2018年12月末までに当該プロジェクト・サマリーを公表することを予定しており（本稿執筆段階において未公表）、本稿ではそのうち一部をご紹介したい。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

## 1. IFRS 第8号プロジェクトの経緯

### (1) IFRS 第8号の開発

IFRS第8号は、米国会計基準（US GAAP）の事業セグメントに関する基準と、IFRS基準のそれとの整合性を高めるプロジェクトから開発されたものであり、2006年に公表された。IFRS第8号は、US GAAPが採用しているマネジメントアプローチ<sup>2</sup>に基づいた基準であり、財務諸表利用者が企業のマネジメントと同様の観点から営業活動の区分を確認できるように設計された。

### (2) IFRS 第8号の適用後レビュー

適用後レビュー（PIR）の目的は、新基準の適用後に、新基準が期待されたとおりに機能しているかなど、利害関係者への影響を評価するために実施されるものである。PIRを実施することが、必ずしも新基準を改訂することに繋がるわけではないが、PIRの結果次第では、新基準の小規模な改訂や幅広い再検討を開始するこ

1 公開草案「IFRS第8号の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号）<https://www.ifrs.org/-/media/project/improvements-to-ifs-8-operating-segments/exposure-draft/published-documents/ed-proposed-amendments-ifs8-ias34.pdf>

2 マネジメントアプローチは、SFAS第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」において採用されたアプローチであり、経営者が営業上の意思決定をする際に使用する事業の単位に着目する方法である。

ともなり得る。

IFRS 第8号のPIR（以下「本PIR」という。）は、IASBにとって初めてのPIRであり、IASBは本PIRの一環として、アウトリーチ活動、利害関係者との対話及び学術研究のレビューなどを実施し、新基準の利害関係者への影響についての検討を行った。

### (3) 本PIRの調査結果

IASBは、2013年7月にIFRS第8号の適用後レビュー報告書とフィードバック・ステートメントを公表している<sup>3</sup>。本PIRの総合的な調査結果は、IFRS第8号を適用することの便益は想定していたように大きく、IFRS第8号はその目的を達成できており、財務報告を改善させたというものであった。財務諸表作成者からは、新基準は適切に運用できるものであるという意見が聞かれたが、その一方で、一部の投資家からは、IFRS第8号に基づいて開示される情報のうち、以下の領域に関して懸念を持っているという意見が聞かれた。

▶CODM<sup>4</sup>の識別

▶事業セグメントから報告セグメントへの集約

▶調整項目<sup>5</sup>に関する説明

▶期中財務報告における情報提供

これらの調査結果を受けて、IASBは、IFRS第8号の基本原則の再検討を保証するものではないが、IFRS第8号には一部潜在的に改善し得る領域があると結論づけた。

### (4) 本公開草案

本PIRの調査から結論付けられた潜在的に改善し得る領域に対応するため、IASBは、2017年3月に本公開草案を公表した。本公開草案は以下の9つの改訂案が含まれている。それら改訂案の全体的な目的は、IFRS第8号における特定の要求事項についての明確化を図り、IFRS第8号をより向上させることで財務諸表におけるセグメント情報の品質を改善し、本PIRの調査結果に対応することであった。

#### [本公開草案の改訂案]

提案	内容
1	CODMの機能は、事業上の決定及び企業の事業セグメントへの資源配分や業績評価を決定することであることを強調する。
2	CODMが特定の個人又は集団どちらにあたるかを明確化するための既存の要求事項を補足する。
3	企業が非執行役員を有している際に、CODMを識別するための要求事項を提供する。
4	特定の個人又は集団として識別されたCODMの肩書及び役割の開示を要求する。
5	財務諸表におけるセグメント情報と「年次報告パッケージ」 <sup>6</sup> のそれとの整合性を改善するために、両者の差異の説明を要求する。
6	事業セグメントの集約において検討する経済的特徴の例示 <sup>7</sup> を追加する。

3 IFRS第8号の適用後レビュー報告書とフィードバック・ステートメント <https://www.ifrs.org/-/media/project/pir-ifrs-8/educational-material/pir-ifrs-8-operating-segments-feedback-statement.pdf>

4 Chief Operating Decision Maker（最高経営意思決定者）の略であり、IFRS第8号第7項において、当該用語は「機能を示すものであり、必ずしも特定の肩書を有する経営者ではない」とされており、「その機能は企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価することにある」とされている。

5 IFRS第8号第28項における調整項目について、企業は調整表を提供しなければならないとされている。

6 「年次報告パッケージ」とは、本公開草案において、年次財務諸表とほぼ同時に公表され、年次経営成績を財務諸表利用者へ伝達し、ウェブサイト等で一般に公開されるもので、経営者による説明やプレスリリース、投資家向けのプレゼンテーション等の任意開示書類を含むものとされている。

7 IFRS第8号第12項において、複数の事業セグメントの経済的特徴が類似している場合には、類似した長期的な財務業績を示すことが多いとされており、例示として長期平均総利益率が挙げられている。

7	IFRS 第8号における開示を拡充する。
8	報告セグメントにおける数値と財務諸表における数値との間に調整項目がある場合、調整項目の内容に関する十分な説明を要求する。
9	報告セグメントの構成の変更後の最初の期中財務報告において、修正再表示された比較情報のより早い提供を要求する。

#### (5) 本公開草案に対するフィードバック

本公開草案に対する利害関係者からのフィードバックは、それぞれ異なっていた。投資家からのフィードバックは、IASBが詳細な開示を企業に要求するなど、全体としてさらに踏み込んだ改訂をすべきであるという意見であった。一方で、財務諸表作成者からは、本公開草案で提案された9つの提案が、財務報告を改善するかどうかについて疑問を呈するという意見が聞かれた。また、一部の利害関係者からは、改訂することによって得られる便益がそのコストを上回るかどうかについて疑問を呈するという意見が聞かれた。

#### (6) 追加のアウトリーチ活動

IASBは本公開草案に対するフィードバックの検討に加え、入手したフィードバックをよりよく理解するために、特定の利害関係者に対して追加の調査を行うことを決定した。具体的には、複数の法域の規制当局との会議や本公開草案で提案された一部の改訂案の代替的アプローチについて、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の構成員に対して意見を求めた。

#### (7) 2018年3月のボード会議

本公開草案に対するフィードバック及び追加のアウトリーチ活動から得られた情報に基づいて、2018年3月のIASBにおいて、今後どの

ように改訂を進めていくかについて検討がなされた。審議を進めるに当たり、まずIASBが検討したのは、それぞれの改訂案がPIRでの調査結果に対応する効果的な提案になっているかということであり、本公開草案で提案された9つの改訂案のうちどの改訂案の検討を採用すべきかということであった。最初のステップの結果として、IASBは、上記における「本公開草案の改訂案」のうち、提案4、5、8及び9の4つの改訂案を進めることを暫定的に決定した。ただし、提案5については、「年次報告パッケージ」という範囲から、「年次報告」という範囲に限定して改訂案の検討を進めることを暫定的に決定した。

次のステップとして、IASBが暫定的に決定した4つの改訂案から、改訂を進めるにあたって生じるコストを正当化するだけの便益が見込まれるのかという観点から、IFRS第8号の改訂を全体として実施するかどうかについて審議がなされた。

審議の結果、IASBは、残った4つの改訂案を進めたとしても、その改善から得られる便益は十分ではなく、改訂を進めるにあたって生じるコストを正当化することは困難であるという結論に至り、本公開草案に基づいた改訂を実施しないこととした。

## 2. 今後の予定

2018年3月のIASBの決定に基づき、本公開草案に基づく改訂はなされないこととなったが、IASBは、利害関係者のうち主に投資家がIFRS第8号には潜在的に改善し得る領域があると強く認識していることを理解している。また、これに関連する事項として、投資家の団体であるCFA (Chartered Financial Analyst) 協会<sup>8</sup>は、2018年8月下旬にセグメント情報の

重要性に関する調査結果報告書<sup>9</sup>を公表しており、既存のセグメントに関する基準に対して改善すべき領域があるという調査結果となっていることから、IFRS 第8号は依然として議論の的になっている基準であると筆者は考えている。

このような利害関係者の状況を踏まえ、IFRS 第8号に関する新たなプロジェクトが今後また始動される可能性もあるが、その時期は明確に決まっていない。米国財務会計基準審議会（FASB）と同様に、アジェンダ・コンサルテーションを契機としてIFRS 第8号の改訂を再検討する可能性もあると考えているが、今後検討する際に、本PIRの調査結果及び本公開草案から得られた情報に基づきながら検討が進められることになると考えている。

---

8 CFA協会とは、投資プロフェッショナルの国際的な協会である。

9 セグメント情報の重要性に関する調査結果報告書 <https://www.cfainstitute.org/en/research/survey-reports/segment-disclosures-survey-report>